

# 熊本県公報

第 1 1 4 5 2 号  
平成 18 年 9 月 4 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則  
熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則……………(団体支援総室) 1
- 告 示  
道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 公 告  
工事完了……………(建築課) 2
- "……………( " ) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 2
- "……………( " ) 3

## 規 則

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 57 号

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則  
熊本県卸売市場規則(昭和 46 年熊本県規則第 73 号)の一部を次のように改正する。  
別記第 9 号様式中「別記第 9 号様式」を「別記第 9 号様式(第 15 条関係)」に、「通常、臨時」を「定時又は臨時」に、「当該登記」を「、当該登記」に改め、「及び有限会社」を削り、「これらの会社」を「株式会社」に、「商法」を「会社法(平成 17 年法律第 86 号)」に、「大口の債権の設定」を「、大口の債権の設定」に、  
「(注)種類の欄は次の区分により記載のこと」を「(記載上の注意)種類の欄は、次の区分により記載すること。」に、「(記載上の注意事項)」を「(記載上の注意)」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 906 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成 18 年 9 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本菊陽 線	熊本市龍田一丁目  599 番 1 地先から 同 所	前	8.4	115.0	交安一種
			後	13.0		
			前	~ 13.0	115.0	
後	~	115.0				

583 番 1 地先まで

14.6

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 4 日

## 公 告

## 熊本県公告第 667 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字小合志原 3824 番 14  
204.81 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市合生 3824 番 9  
高本薫

## 熊本県公告第 668 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字押切 1290 番及び同 1291 番  
360.23 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡嘉島町大字上六嘉 1310 番地 1  
山本雄三  
上益城郡嘉島町大字上六嘉 1310 番地 1  
山本佳世

## 熊本県公告第 669 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッキー美里町店  
下益城郡美里町馬場字白杵 768 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸  
鹿本郡植木町大字植木 113 番の 1
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸  
鹿本郡植木町大字植木 113 番の 1
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 19 年 4 月 8 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,437 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
107 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
73 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
17 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 8 時から午後 4 時まで
- 7 届出年月日  
平成 18 年 8 月 7 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課  
平成 18 年 9 月 4 日から平成 19 年 1 月 4 日まで

**熊本県公告第 670 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) TSUTAYA 天草店  
天草市南新町 5 番 3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
光南開発株式会社 代表取締役 吉永一郎  
天草市港町 8 番 1 号
  - (2) 小売業を行う者  
光南開発株式会社 代表取締役 吉永一郎 他  
天草市港町 8 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 19 年 4 月 12 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,794 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
60 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
52 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
30 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
14 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24 時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24 時間
- 7 届出年月日  
平成 18 年 8 月 11 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課  
平成 18 年 9 月 4 日から平成 19 年 1 月 4 日まで

